

様式第 1

| | | | |
|-----|--------------|------|--|
| 受付日 | 平成 年(年) 月 日 | 受付番号 | |
|-----|--------------|------|--|

特殊車両通行 **許可** 認定 申請書 (**新規**、更新、変更)

道路管理者

(宛先) 高槻市長

通行開始予定日・通行終了予定日を記入

平成 年

申請者名を記入
注:押印をお忘れなく!

| | | |
|-------|---------------------|-------------------|
| 通行開始日 | 平成 20 年(2008 年) 月 日 | 〒 5 6 9 - 0 0 6 7 |
| 通行終了日 | 平成 20 年(2008 年) 月 日 | 住所 大阪府高槻市桃園町 番 号 |

| | | | | | |
|-------------------|---------|--------|---------|--------|------|
| 車種区分 | 重セミトレーラ | 会社名・氏名 | 有限会社 建設 | | |
| 車両番号等 | 車名及び型式 | 代表者名 | 高槻 太郎 | | |
| 大阪 900 た 他 0 台 | - | 担当者名 | 桃園 次郎 | | |
| 車両のナンバーと型式を記入 | 積載貨物 | 幅 | 高さ | 長さ | 品名 |
| | | 200 cm | 300 cm | 850 cm | 建設機械 |

| | | | | | | |
|------|----------|--------|-------------|----------|----------|---------------------|
| 車両諸元 | 総重量 | 最遠軸 | 積載貨物の種類等を記入 | 軸間距離 | 隣接軸重 | 自動車検査証を参考に、車両の諸元を記入 |
| | 26500 kg | 370 cm | | 370 cm | 26500 kg | |
| | 幅 | 高さ | 最小回転半径 | 最大軸重 | | |
| | 249 cm | 345 cm | 930 cm | 13300 kg | 6650 kg | |

| | | | | |
|------|--------------|-------|------|-----------|
| 通行区分 | 任復 片道 | 通行経路数 | 1 経路 | 通行経路は裏面記入 |
|------|--------------|-------|------|-----------|

| 更新又は変更経緯 | | | | | |
|----------|-----|------|------|--------|------|
| 申請内容 | 年月日 | 許可番号 | 車両台数 | 総通行経路数 | 変更事由 |
| 新規時 | ・ | ・ | / | | |
| 前回 | ・ | ・ | / | | |

特殊車両通行 **許可証** 認定書

第 号
平成 年 月 日

申請のとおり許可認定する。ただし、別紙以下の条件に従うこと。

こちらの欄は記入しないでください
市で記入します。

| | |
|-------------|------------|
| 許可証の有効期間認定書 | 自：平成 年 月 日 |
| | 至：平成 年 月 日 |

道路管理者
高槻市長

通行経路記入欄

通行経路をこちらに記入していただいた場合も、地図に通行経路を記入の上、添付して下さい。

備考

申請書の記載要領

1. 「許可認定」及び「(新規、更新、変更)」については、該当するものを で困むものとし、変更は 内に変更事由(車両交換、車両台数の減、通行経路の変更等)を記載すること。
2. 「車種区分」の欄には、「トラック」、「建設機械」、「セミトレーラ」、「フルトレーラ」、「ダブルス」等具体的に記載すること。
3. 「車両番号等」の欄には、道路運送車両法により当該車両に取り付けられた自動車登録番号又は車両番号/自動車自動車予備検査証番号を記載すること。
「車名及び型式」の欄には、道路運送車両法に基づき運輸大臣により指定された車名及び型式を記載すること。ただし、連結車にあっては、上段にけん引車(トラック、トラクタ)、下段に被けん引車(トレーラ)の登録番号等を記載すること。
4. 「車両諸元」の欄中「最小隣接軸重」には、隣り合う車軸に係る軸距のうち、最も小さいものを記載すること。また、「隣接軸重」には、最小隣接軸距に係る軸重の和を記載すること。
5. 「更新又は変更経緯」の欄中「車両台数」の欄には、トラック、トラクタ/トレーラの台数を記載すること。
6. 「通行経路記入欄」欄については、出発地、主たる経由地、目的地を記載すること。
なお、複数経路の場合は通し番号を付すこと。
7. 申請書には、次の書類及び図面(以下「付属書類」という。)を添付すること。
 - (1) 道路運送車両法による自動車検査証の写し
 - (2) 車両の諸元に関する説明書
 - (3) 経路表
 - (4) 経路図(市販の地図等に出発地、目的地、通行経路等を記したもの)
 - (5) 道路運送法による一般旅客自動車運送事業の免許を受けているものにあつては、当該免許の写し
 - (6) 旋回軌跡図
 - (7) 誓約書(地下埋設物管理者との協議について)
- 8.更新又は変更の場合にあっては、付属書類の一部を省略することができる。

許可証又は認定書(以下「本証」という。)の取扱い上の注意事項。

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することができない。
3. 通行に際し、本証及び付属書類に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証及び付属書類に記載されている事項中車両諸元、通行経路等に変更があつた場合には、道路管理者に変更の申請を行い、許可を得なければならない。
6. 以上の各事項に違反した場合には、道路法の規定に基づき懲役又は罰金の刑に処せられることがある。

不服申立て

この特殊車両通行許可又は認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に高槻市長に ^{審査請求} 異議申立て することができる。